

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案

現 行

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十四条の十四の二 （略）

2 法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十二条第一号口(1)若しくは(2)又は令第一条の八の二第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十三条の六第一号口に規定する条件が付されている場合には、その内容

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十四条の十四の二 （略）

2 法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十二条第一号口又は令第一条の八の二第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十三条の六第一号口に規定する条件が付されている場合には、その内容

3 四〇六 （略）

3 四〇六 （略）